

高速カラー複合機更新リース業務

仕様書

業務仕様書

- 1 調達機器の品名及び数量
高速カラー複合機 1台
- 2 機器性能及び構成
別紙『機器仕様書』に示す機器等について、同等以上の性能を有すること。
- 3 リース期間
5年（60ヶ月） ※地方自治法第234条の3の規程に基づく長期継続契約による
- 4 入札金額
リース期間分のリース料で算定し、入札金額（消費税抜き）として記入すること。
- 5 納品期限
令和5年6月30日
- 6 納入場所
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2 琴浦町役場本庁舎 1階印刷室
- 7 納品方法
本入札に係る物品の納入にあたっては以下のとおりとし、本町担当者の指示に従うとともに必要に応じて協議すること。
 - （1）納入は上記納入場所に納入するものとし、日時等は本町担当者と調整を行うこと。
また、機器の設置後、本業務の梱包財が不要となるため、回収・処分すること。
 - （2）納入及び梱包財の回収・処分のために要する費用は、受注者の負担とする。
- 8 設置・既設機器撤去方法
 - （1）納入機器の搬入・設置については、本業務の範囲にて納入業者が行うものとする。
 - （2）設置位置については、各施設管理者と協議し決定すること。
 - （3）契約締結後に本町担当者からネットワーク設定に関する書類を受領し、納入機器に設定を行うこと。
 - （4）既設の複写機は、納入機器の設置に際して撤去・処分することとする。
 - （5）納入機器の搬入する際には、庁舎の構造上制限があることが考えられるため、別添平面図により搬入ルートを決定し、必要があれば適宜、養生を施すこと。
 - （6）クライアント PC の設定は本町担当者が行うものとする。
- 9 機器保守
 - （1）納入機器を安定した状態で使用可能するため、機器保守についても本業務に含むものとする。

- (2) 月間の使用枚数が10万枚～13万枚程度となることを想定している。
- (3) 本業務の満了後は、納入機器の無償譲渡を受けて継続使用することを想定しているため、機器保守においても別途契約にて1年単位で延長が可能なこととする。
- (4) 障害発生などの連絡があった場合に迅速な対応を行うこと。
 - ・連絡を受けた日の翌営業日までに訪問し、点検・修繕に着手すること。
 - ・やむを得ない事情で翌営業日までに訪問できない場合には、電話連絡などで日程を調整すること。
 - ・やむを得ない事象により修理に日数を要する場合には、その理由について十分な説明を行うこと。
- (5) 保守の範囲は、出張費、作業費、部品代を含むものとする。
- (6) 印刷に使用するインクカートリッジ等の消耗品については、発注者が別途負担するものとする。

10 その他

- (1) 本リース業務は、長期継続契約であり、町議会において、予算が減額され、または成立しなかった場合には、当該契約の全部または一部を解除できるものとする。
- (2) リース契約の締結後、この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、別途協議するものとする。

11 連絡先

琴浦町総務課 DX 推進室 電話:0858-52-2111 ファクシミリ:0858-49-0000